

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 31 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS)

日時 : 2010 年 3 月 8 日 (月) ~ 3 月 12 日 (金)

場所 : ブダペスト (ハンガリー)

仮議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	バイオテクノロジー応用食品中の特定 DNA シークエンス及び特定タンパク質の検出、同定、定量に関する分析法の規準についてのガイドライン原案(ステップ 3)
4.	測定の不確かさに関するガイドライン改訂原案(ステップ 3)
5.	コーデックス規格の分析法条項の承認
6.	サンプリングの不確かさに関する指針
7.	ナチュラルミネラルウォーターの分析法
8.	分析法に関する国際機関間会合の報告
9.	その他の事項及び今後の作業
10.	次回会合の日程及び開催地
11.	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2010 年 3 月 6 日 (土) に「分析法の承認に関する作業部会」が開催される予定。

第 31 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）の主な検討議題

日時：2010年3月8日（月）～3月12日（金）

場所：ブダペスト（ハンガリー）

主要議題の検討内容

議題 3 バイオテクノロジー応用食品中の特定 DNA シーケンス及び特定タンパク質の検出、同定、定量に関する分析法の規準についてのガイドライン原案

前回会合において、①コーデックスの手続きに関する付属文書 I を削除すること及び②文言追加、全体の構成変更及びタイトルの修正が合意され、その後電子作業部会（議長国：アルゼンチン、ドイツ及びイギリス）でガイドライン原案が再度作成され、討議、修正を経たもの。この電子作業部会において我が国からは、タイトルと範囲を”バイオテクノロジー応用食品”から”食品”全般に拡大することや”identification”等の用語の定義の追加等を提案した。また、文書中の”測定の不確かさ”に関するセクションについては、作業部会（議長国：イギリス）（下記議題参照）で現在議論している段階であり、現時点で詳細なテキストを書き込むべきではないともコメントした。

今次会合では、遺伝子組換え食品の分析法をはじめとする我が国の各種分析法を踏まえ、加盟国にとって適切なガイドラインとなるよう対応したい。

議題 4 測定の不確かさに関するガイドライン改訂原案

（※本ガイドラインは CAC/GL 54-2004 のことである。）

前回会合において、実務上の影響が大きいため慎重に検討する必要があること等の意見が出され、電子作業部会（議長国：イギリス）で再考することとされたもの。この電子作業部会において我が国からは、”測定の不確かさ (measurement uncertainty)”という用語が定義されないで使用されている問題点を指摘した。

本議題の結果は分析結果の判断に影響することから、今次会合では、科学的な原則に基づき、かつ、実行可能なガイドラインが作成されるよう適切に対応したい。

議題 6 サンプリングの不確かさに関する指針

前回会合において、「重要な問題であり、新規作業とすべき」とする意見と、「測定の不確かさについて優先的に取り組むべきであり、新規作業とするのは時期尚早である」とする意見に分かれた結果、新規作業とはせず、今次会合の

ため電子作業部会（議長国：イギリス）で討議文書を作成することとされた。

今次会合では、科学的に妥当で、かつ、実行可能なものとなるよう適切に対応したい。

議題 7 ナチュラルミネラルウォーターの分析法

ナチュラルミネラルウォーター部会（CCNMW）から、ナチュラルミネラルウォーターの規格（CODEX STAN 108-1981）に追加する物質（表面活性物質、殺虫剤及び PCB、鉱油、多核芳香族炭化水素）についての分析・サンプリング法について検討が求められたもの。前回部会ではそれら物質の分析・サンプリング法の情報提供と適切な分析法開発の必要性についての意見を各国から求めることとなっていた。

今次会合では、各国から情報提供された分析・サンプリング法の情報収集に努め、適切に対応したい。